

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

2015年6月10日

当社は、原子炉等規制法^{※1}に基づき、2015年3月12日におこなった原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)^{※2}の変更認可申請について、本日、原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。

今後も保安規定を遵守し、浜岡原子力発電所の適切な運営に努めてまいります。

主な内容

今回の変更の主な内容は以下のとおりです。

1. 浜岡2号機の全燃料搬出完了に伴う変更

2015年3月10日に浜岡2号機に保管していた新燃料の搬出が完了し、浜岡1,2号機からの全ての燃料搬出が完了しました。浜岡1,2号機については、今後、燃料の運搬および貯蔵など、燃料管理に関する保安活動を実施しないことから、関連する条文および記述を削除します。

2. 業務分担の一部見直しによる変更

浜岡1,2号機の全燃料搬出完了により、浜岡1,2号機は施設定期検査の受検が不要となります。これまで、浜岡1,2号機の放出管理用計測器および放射線計測器については、保守管理を廃止措置工事課が、また、検査の独立性の観点から、施設定期検査はプラント運営部が実施していましたが、施設定期検査の受検が不要となることを踏まえ、所管課を廃止措置工事課とし、業務の一元化を図ります。

3. 廃止措置の進捗による実績の反映

2015年1月に浜岡1,2号機の放射性液体廃棄物の希釈水を復水器冷却水から原子炉機器冷却海水系に切り替えたことを踏まえ、維持管理する廃止措置対象施設および機能から、浜岡1,2号機の主復水器を削除します。(希釈水の切り替えについては、[2015年1月29日](#) お知らせ済み)

また、その他に記載の適正化などをおこないました。

◆これまでお知らせした内容

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

([2015年3月12日](#) お知らせ済み)

- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- ※2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上